日本私立大学協会

私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞

「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人　駿河台大学
②設置大学名称	駿河台大学
③担当部署	経営企画部経営企画課
④問合せ先	042-972-1135　sogokikaku@surugadai.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和８年９月１０日
⑥点検結果の公表日	令和８年９月２５日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.surugadai.ac.jp/about/governance.html
⑧本協会による公表	承諾する

【備考欄】

様式Ⅰ

Ⅰ－Ⅰ.「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則１　自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則２　公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則２－２　多様性への対応	○
基本原則３　安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則３－４　危機管理体制の確立	○
基本原則４　透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開	○

Ⅰ－Ⅱ．遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

Ⅰ－Ⅲ．遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ.「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神である「愛情教育」は、「駿河台大学憲章」に明示してあり、「駿河台大学憲章」はホームページを始め、各建物及び履修ガイドに掲載するなど学生はもとより様々なステークホルダーに向けても周知、明示しています。 https://www.surugadai.ac.jp/about/edu-policy.html
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	学士課程においては、駿河台大学及び5学部、大学院修士課程においては、駿河台大学大学院及び 2 研究科 5 専攻 2 分野の各学位プログラム単位で 3 つのポリシーを策定し、入学から卒業に至る道筋を具体的に示しています。 「卒業認定・学位授与の方針」において、教育目的を実現するために 5 つの力・15 の能力要素からなる「駿大社会人基礎力」と専門的知識・技能の活用力を身につけることを目標としています。また、「卒業認定・学位授与の方針」にて掲げる「駿大社会人基礎力」と専門的知識・技能の活用力を修得させるために「教育課程編成・実施の方針」において、教育内容、教育方法、評価の 3 項目を設け、各学位プログラムにおいて、具体的なカリキュラムを編成するとともに、その修得状況の評価方法を定め、実行しています。 「入学者受入れの方針」では、本学が求める学生像を明確にするため、高等学校までに身につけてほしい学力や能力を明示しています。その上で、これらを多角的に評価できるよう、多様な入学試験方式を設け、多面的・総合的に審査する試験内容を準備しています。 これらの取り組みを通じて、3 つのポリシーに定めた内容の実質化を図っています。 さらに、これら教育活動の成果や学生の学修状況について、内部質保証推進委員会の下、 自己点検評価分科会による定期的な自己点検・評価活動や第三者による点検・評価活動を実施しています。その結果をカリキュラムの改定や学修支援体制の見直し等に適切に反映させることにより、教育の質の向上、学修環境・内容の整備・充実に継続して努めています。
実施項目１－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学則を始めとする諸規程及びそれに基づく各種会議体の実施運営により、学長の責務、学長の補佐体制等を明確化しています。

実施項目１－１④	説明
教職協働体制の確保	各種センターにおける組織の他、大学事務局が所掌する各種委員会では、事務職員の部長職が正規の構成員となり、各種会議・委員会の検討及び決定事項の意思決定に加わり、教職協働体制を図っています。
実施項目１－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	FD(ファカルティ・ディベロップメント)については、駿河台大学学則第 5 条の 2 第 2 項及び駿河台大学大学院学則第 5 条の 2 第 2 項に定められており、全学体制での実施については、学長・副学長会議において年次計画の策定を行い、その推進は FD 委員会が行っています。また、各学部・研究科・共通教育センター等においても各部局で計画を策定するとともに推進を行い、その結果について学長・副学長会議を経て、部局長会議において報告が行われています。 SD(スタッフ・ディベロップメント)については、教職員の資質向上に係る取組みの基本方針及び年次計画を策定し、グランドデザイン 2026 に掲げた目標を達成するための推進体制を整備しています。 FD・SD 実施体制については、「学校法人駿河台大学 FD・SD 実施体制」に示す概念図に基づき、事務職員の SD の年間計画「(学)駿河台大学　教職員〔SD〕研修計画」を定め、実施しています。 学内における教職員の全学研修会では、集合型の他、オンデマンド方式での実施や学外主催の研修会を取り入れ、教職員の学内外研修への参加を促進し、教職員の人材育成を推進しています。

原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目１－２①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	理事長及び学長のリーダーシップの下、経営戦略会議を策定主体として、中長期計画を策定しています。 策定プロセスにおいては学長・副学長会議、教授会等の全学的な会議体やGoogle フォームを通じて、学内ステークホルダーの意見を広く集約・反映し、最終的には、評議員会での意見聴取を経て、理事会での審議・承認をもって決定・公表する体制を確立しています。 なお、中長期計画の重点項目は、財務計画や予算編成に具体化させるとともに、年度ごとの事業計画、アクションプランに反映させています。さらに、毎年度の事業報告において取組状況を統合的に分析・評価し、その結果を次年度の計画策定や予算配分、教学・経営面での制度改善へと反映させ、計画の実効性を高めています。

実施項目１－２②	説明
計画実現のための進捗管理	年度ごとに計画策定、中間報告、最終報告を行い、「経営陣」及び「管理的立場の教職員」のヒアリングにより、必要に応じた計画の修正も含めた PDCA サイクルを回しています。また、中期計画の進捗状況を確認しながら、毎年度、事業計画書、事業報告書を作成しており、理事会等のしかるべき会議に諮って承認を得たのち、大学公式ホームページにおいて公表することで、広く学内外への周知を図っています。

原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目２－１①	説明
社会の要請に応える人材の育成	本学の建学の精神に基づく人材像は「国際化・情報化時代に対応し、かつグローバル化の著しい現代社会における地域社会の諸活動の中で中核的役割を担う幅広い人材を育成する。」こととしています。実施項目１－１②で述べたとおり、「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」において、具体的なカリキュラム編成により、体系的な教育を行うことで社会の要請に応える人材の育成を図っています。 また、連携自治体における地域的課題の解決及び公務員等の現職教育を目的とした大学院委託生制度による社会人を受入れるなど、社会の要請に応じた学びの機会を提供しています。
実施項目２－１②	説明
社会貢献・地域連携の推進	本学における教育研究の成果を社会に還元するべく、産官学連携事業をとおして、地域課題の解決に向けた取組みなど、「知の拠点」としての大学の役割を果たすよう努めています。 地域連携 URL: https://www.surugadai.ac.jp/regional-collabo/

原則２－２　多様性への対応

実施項目２－２①	説明
多様性を受容する体制の充実	駿河台大学憲章「私たちのめざす教育」『ひとりひとりの多様な個性と夢を尊重し、真摯に向き合い、ともに学ぶ教育環境を創ります』を定め、学生及び教職員等の構成員の性別、年齢、障害、国籍等の多様な人材を受け入れる体制整備に努めています。

実施項目２－２②	説明
役員等への女性登用の配慮	本法人の役員の構成において、理事及び評議員の女性の登用に配慮した構成としています。 【理事】7名のうち2名が女性(理事長及び他１名) 【評議員】9名のうち2名が女性

原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－１①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格及び構成について、寄附行為に私立学校法に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならないことを規定し、明確にしています。理事の選任についても、理事選任機関は、評議員会の意見を十分に参酌したうえで、理事を選任しなければならないことを寄附行為に定め、透明性を確保し、適切に選任しています。 理事長・常任理事(業務執行理事)・常任理事の構成及び職務を寄附行為に定め、私立学校経営に必要な知識、経験及び学校法人運営に必要な識見を有する人材として、年齢、性別、本学の教育事業の発展性を確保・維持するために考慮した人材を確保する体制を整えています。
実施項目３－１②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会運営においては、理事会終了後に議事録を公開し、教職員の閲覧を可能とし、透明性を確保しています。 評議員会との協働体制については、理事会と評議員会構成員との懇談会を実施し、本学の理事会運営方針や本学の事業活動等の説明を通じて、認識及び理解を深める機会を設け、協働体制を確立しています。
実施項目３－１③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	大学の現状及び課題等について理解を深めるために、学内で開催する研修会の参加を促進し、研修機会の充実を図っています。

原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目３－２①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の選任において、学校法人駿河台大学寄附行為に定め、選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保を図っています。

実施項目３－２②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事監査計画及び内部監査計画を策定し、監事と内部監査室と常に情報共有を行い、連携の上、監査を実施しています。 また、会計監査人とは、「監事・内部監査室・会計監査人との情報交換会」を定例にて実施し、監事監査計画及び内部監査計画等の結果・報告を行い、情報共有、意見交換を行い、本学の課題点等の共有を図っています。
実施項目３－２③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事への情報提供について、理事長をはじめとする役員、各事務部門の部長等により随時、情報提供を行っています。さらに、定例で実施している経営戦略会議(常任理事・教員・職員)、学長・副学長会議(教員・職員)及び部課長連絡会(職員)等の参加を通じて、十分な監査が可能となるよう、情報提供を行っています。 また、監事が監査業を行う上での必要な研修会参加及び学内で開催する教職員合同の全学研修会や事務職員対象の研修会等の参加を促進し、研修機会の充実を図っています。

原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－３①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の定数、属性、資格要件について、寄附行為に明確に定め、また、私立学校法に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならないことを規定し、適正かつ透明性の高い選任を行うことを明確にし、適切に評議員の選任を行っています。 選任の際は、年齢、性別、職業等に偏りが生じないこと、本学の事業活動等について、理事会の諮問に適切に応えられる人材を確保する体制を整備しています。
実施項目３－３②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会開催前においては、評議員会議案の概要説明を行い、責務を明確にし、理事会における各種方針等への意見を十分に述べられるよう建設的な協働体制を確立しています。
実施項目３－３③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	大学の現状及び課題等について理解を深めるために、学内で開催する研修会の参加を促進し、研修機会の充実を図っています。

原則３－４　危機管理体制の確立

実施項目３－４①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	学校法人駿河台大学危機管理規程に基づき、「学校法人駿河台大学危機管理基本方針」を策定し、整備を行っています。 また、「学校法人駿河台大学　災害時等における危機管理について－事業継続計画（BCP）－」を策定し、危機事象発生時の被害状況により事業活動の継続が困難となった場合に対応するための組織体制及び緊急時の対応が迅速にできるよう努めています。
実施項目３－４②	説明
法令等遵守のための体制整備	「内部統制システムの整備の基本方針」に定め、役員及び教職員への社会的責任と公共的な使命の意識、教育・研究機関としての社会規範、法令・本学の規程遵守等、社会の模範となる行動をとるために、学校法人駿河台大学コンプライアンス規程を策定し、体制の整備を行っています。 また、学校法人駿河台大学公益通報の適正な取扱い等に関する規程を定め、役員及び教職員の法令違反等を通報する内部通報窓口を設置しています。

原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開

実施項目４－１①	説明
情報公開推進のための方針の策定	学校教育法施行規則の第 172 条の 2 をはじめとする各種法令やガイドライン、また、大学独自の「学校法人駿河台大学情報公開規程」に基づき、教育・研究及び学校法人に関するあらゆる情報を積極的・自主的に公開しており、引き続き、様々な公表方法の採用など、情報公開の充実に対する多様な取組みを推進していきます。
実施項目４－１②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	大学公式ホームページにおいて、「情報公開・データ」ページを特設し、広く社会に情報の公開を行っています。分かりやすい表現や適宜説明を加えるなど、ステークホルダーへの理解促進に努めています。 内容によっては学内誌にも掲載し、ストック情報による公開も展開しています。

Ⅱ－Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明